

公 告
(監査委員)

茨城県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、結城市 大矢尚武，つくばみらい市 山田稔，牛久市 須藤京子，土浦市 石川克子の請求に係る監査を行った結果，棄却することに決定したので，その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月30日

茨城県監査委員 小 沼 均
同 齋 藤 良 彦

住民監査請求の監査結果

【目次】

第 1	請求内容	1
1	請求書の受理	1
2	請求内容	3
第 2	監査委員の除斥	27
第 3	監査及び関係人調査の実施	27
1	監査対象事項	27
2	監査対象機関	27
3	事務局職員による予備監査	27
4	監査委員による監査	28
5	関係人調査の実施	28
第 4	監査結果	29
1	監査によって確認した事項	29
2	監査対象機関の説明	35
3	関係人の説明	37
第 5	判断	39
1	監査の視点	39
2	判断	41
3	結論	54

第 1 請求内容

1 請求書の受理

(1) 請求書の受付

平成 26 年 1 月 24 日

請求書のほかに次の資料が提出された。

- ・資料 1 要望書 宛茨城県議会議長
- ・資料 2 資料 1 に対する回答書
- ・資料 3 質問書 宛茨城県会議員伊沢勝徳
- ・資料 4 資料 3 に対する回答
- ・資料 5 資料 4 に対する再質問書 宛茨城県会議員伊沢勝徳
- ・資料 6 資料 5 に対する回答書
- ・資料 7 コミュニティセンター施設使用料金 (神栖市)
- ・資料 8 常総市ホームページ (生涯学習センター使用料)

(2) 補正書の受付

平成 27 年 1 月 6 日及び平成 27 年 1 月 7 日 (補正期間は平成 26 年 1 月 26 日から 13 日間)

(3) 請求人

結城市 市民オンブズマンいばらき 代表幹事 大矢 尚武
つくばみらい市 山田 稔
牛久市 須藤 京子
土浦市 石川 克子

(4) 要件審査

平成 27 年 1 月 13 日, 監査委員会議を開催し, 本請求が地方自治法 (以下「法」という。) 第 242 条に規定する法定要件を備えているか, 審査を行った結果, 法定要件を満たしていると判断して, 請求を正式に受理することを決定した。

(5) 証拠の提出及び陳述の実施

法第 242 条第 6 項の規定に基づき, 平成 27 年 1 月 22 日, 証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は, 陳述により, 主張する内容の補足説明を行った。

なお、新たな証拠として次の資料が当日提出された。

- ・資料1 神達議員提出領収書（平成23年4月30日）
- ・資料2 神達議員提出領収書（平成23年5月31日）
- ・資料3 神達議員提出領収書（平成23年6月30日）
- ・資料4 神達議員提出領収書（平成23年7月31日）
- ・資料5 神達議員提出領収書（平成23年8月31日）
- ・資料6 神達議員提出領収書（平成23年9月30日）
- ・資料7 神達議員提出領収書（平成25年12月31日）
- ・資料8 神達議員提出領収書（平成25年12月31日）
- ・資料9 神達議員提出領収書（平成26年3月31日）
- ・資料10 神達議員提出領収書（平成26年3月31日）
- ・資料11 神達議員提出領収書（平成26年3月31日）
- ・資料12 神達議員提出領収書（平成26年3月31日）
- ・資料13 細谷（典男）議員提出領収書（平成25年6月29日）
- ・資料14 細谷（典男）議員提出領収書（平成25年9月30日）
- ・資料15 細谷（典男）議員提出領収書（平成25年12月28日）
- ・資料16 平成22年細谷（典男）議員選挙運動費用収支報告書（平成23年1月12日）
- ・資料17 平成22年細谷（典男）議員選挙運動費用収支報告書（平成23年1月12日）
- ・資料18 平成22年細谷（典男）議員選挙運動費用収支報告書（平成23年1月12日）
- ・資料19 平成22年細谷（典男）議員選挙運動費用収支報告書（平成23年1月12日）
- ・資料20 細谷（典男）議員提出領収書（平成25年9月30日）
- ・資料21 島田幸三議員名簿（平成27年1月20日）
- ・資料22 (株)常陸開発工業（平成27年1月20日）
- ・資料23 常陸開発工業有限会社（平成27年1月20日）
- ・資料24 島田議員提出領収書（平成25年5月29日）
- ・資料25 島田議員提出領収書（平成25年12月27日）
- ・資料26 島田議員提出領収書（平成26年2月28日）
- ・資料27 履歴事項全部証明書（平成26年11月10日）
- ・資料28 島田議員提出領収書（平成26年1月29日）
- ・資料29 小美玉市入札結果登録（平成26年11月4日）

・資料 30 建設工事請負契約書（平成 26 年 11 月 7 日）

2 請求内容

請求書の原文に即して記載。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。
また、別表 2 及び別表 5 の記載は省略した。

(1) 主張内容

ア 政務活動費の性質と支出の査定

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第 100 条第 14、15 項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」（平 24 条例 94・改称、以下「条例」という）に基づいて県議会各会派に交付される。

地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第 1 条で政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として議会における会派に対し交付されるものであること、第 2 条で政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図る為に必要な活動に要する経費に対して交付する」、とされ第 2 項の別表で支出項目を定め、更に「政務活動費の手引」（平成 24 年 12 月制定、平成 25 年 4 月 1 日適用、以下「手引」という）で支出の例示、注意事項など詳細について定めている。

(イ) 県議会議員の政務活動とそれ以外の活動との混在の場合の按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、政治活動と私的活動に区分することができ、政治活動は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。しかし、政治活動は、所謂「政務活動」と「政党活動」「後援会活動」などが混在しており明確に区分できない場合が多いと考えられる。更に「私的活動」も混在する場合もあると考えられる。従って、活動に関連して支出した費用を「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」分に区分することが簡単でないため、合理的に説明できる割合によ

って支出額を按分し、按分が難しい場合は、混在する活動の内容によって按分率の上限を2分の1或は4分の1とすると「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」（改正平成24年12月21日 第5条第2項）で定めている。

(ウ) その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法或は正当とは認められない。

- a 領収書の発行人が公開されず、支出の裏付けとなる資料の閲覧を拒否されたもの。
- b 領収書を、その発行人が書いたとは思われない領収書を添付したもの。
- c 支出時期が期末の帳尻合わせを疑わせるもの。
- d 高額品の購入でしかも活用の必要性を認め得ないもの。
- e 支出に理論上矛盾が認められるもの。
- f 不必要に高額の支出であると考えられるもの。
- g 不必要な支出と考えられるもの。
- h 購入手段において損失を生じているもの。
- i 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。
- j 議員が役員を務める法人に対する支出。

(エ) 査定の結果

以上の(ア)～(ウ)の基準に基づき、茨城県議会の各会派が平成25年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、その妥当性を個別に判断した結果を会派別、費目ごとに別表1の「返還請求金額」欄にまとめた。

イ 費目別査定

以下に記述する文章中会派名は、次のように略記する。

いばらき自民党：自民党

民主党茨城県議会議員団：民主党

茨城県議会公明党議員会：公明党

自民県政クラブ：県政ク

日本共産党茨城県議会議員団：共産党

茨城の元気な明日を創る会：明日

茨城の未来をつくる会：未来

無所属の会：無所属

県政研究会：県政研

(ア) 人件費

人件費は、「会派又は議員が政務活動のために雇用する職員及び臨時職員等に要する経費」（条例「別表」第2条関係）（手引8頁）である。

この費目については、支出に当たっての留意事項に、「(1)対象となる職員等」として、「常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員（アルバイト等）ただし、配偶者、被扶養者、同居者など（議員と）生計を一にする者への支出は原則好ましくない」（手引8頁）とされているところ、

本件支出の態様は

- a 領収証書の住所又は氏名が黒塗りされ、前述「配偶者、被扶養者、同居者など（議員と）生計を一にする者」であるか否か、が特定できない。
- b 領収証書の筆跡が職務従事者本人のものであれば、領収書の発行者が異なれば、その筆跡は異なったものであるべきところ、同一者の筆跡としか見えない酷似した筆跡のものが多数あって偽造の疑いが強い。
- c パソコン印字であって期末に全て同日支払い同日領収として形式的に作成したとしか考えられないものが多数あって偽造の疑いが濃い。
- d 支払ったとされる金額が記載されず、按分後の金額が領収金額として記載され、架空のものである疑いが強い。

など雇用の事実疑惑を持たせるものであるため、これを氷解するため、各会派に再三、保管してある筈の関連証憑との閲覧照合を求めたにも関わらず、要求に応えることがなく、更に議長に対して、各会派が収支報告書の裏付けとして5年間の保管義務を課せられた諸資料の開示を求めた（資料1）が、議会で保管している資料以外は開示しないと回答（資料2）され

たので、政務活動補助従事者（以下補助者という）の勤務実態が確認できない支出の全てを不当支出とした。従って、平成 25 年度においてなされた全会派の person 費支出合計 88,394,467 円を全て不当支出としてこの全額に政務活動費の充当を認めない。（別表 1 の person 費の「返還請求金額」欄参照）

但し共産党会派については、雇用契約書並びに勤務実績表を直ちに開示し、補助者との面談調査にも応じるなどその 624,000 円の person 費支出実態を証拠によって示して疑う余地がないことから唯一正当な person 費支出とし、政務活動費の充当を認めた。

なお、次の (a), (b), (c) 及び (d) は、その金額を上記 88,394,467 円に含めるものであるが、独自に政務活動費の充当を認め得ない理由を持つものである。

(a) 細谷典男（無所属）の支出

3 か月分 72,000 円をまとめて支払うことが 4 回（平成 25 年 6 月 29 日、9 月 30 日、12 月 28 日、平成 26 年 3 月 24 日）行われており、全て政務活動費を充当している。領収書発行人（補助者と思われる）の住所が八王子市と異常に遠隔地であること、領収書の文字と収支報告書の添付資料の文字が極めて類似しているなど、契約書、勤務実績表等の資料が提示され支払の正当性が証明されない限り、雇用の事実を疑わざるを得ない。支払方法も労働基準法「第 3 章第 24 条 2 項」に違反している。従って、4 回の支払い分 288,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(b) 村上典男（自民党）の支出

毎月 4 人雇用し、10 か月分として総額 1,802,000 円支払われ（別表 2 平成 25 年度村上典男の person 費（政務活動費充当分）支払状況参照）、全て政務活動費を充当している。領収書の文字と収支報告書の添付資料の文字が全て極めて類似しており、雇用の事実を疑わざるを得ない。従って、契約書、勤務実績表等の資料が提示され支払の正当性が証明されない限り、1,802,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(c) 神達岳志（自民党）の支出

毎月 2 人を各々 80,000 円で補助者として雇用し、12 か月分として総額 1,920,000 円を支払い、その全額に政務活動費を充当している。更に平成 26 年 3 月には、別の 2 人を各々 64,000 円で雇用し、その 3/4 相当分総額 96,000 円に政務活動費を充当している。いずれの領収書も印

字された同一様式のものを使用し、領収日付とサイン（と思われるが黒塗りで判読できない）のみが手書きとなっており、しかも、領収日付の筆跡はすべて同一人のものと思われるなど、契約書、勤務実績表等の資料が提示され支払の正当性が証明されない限り、雇用の事実を疑わざるを得ない。従って、上記金額の全額 2,016,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(d) 海野透（自民党）の支出

平成 25 年 9 月 5 日の 56,100 円、同年 10 月 7 日の 61,325 円、平成 26 年 1 月 6 日の 76,725 円に政務活動費を充当している。いずれも補助者の領収書記載金額と同一金額としながら、按分を 1/2 とし、全支払金額は、各々 112,200 円、122,650 円、153,450 円としている。すると、56,100 円、61,325 円、76,725 円の領収書が各々もう 1 枚ずつ存在するはずで、これと契約書、勤務実績表等の資料が提示され支払の正当性が証明されない限り、按分と支払いの事実を疑わざるを得ない。従って、これらの合計金額 194,150 円に政務活動費の充当を認めない。

(イ) 事務所費

事務所費は、「会派又は議員が政務活動の為に設置する事務所の設置及び維持に要する経費」（条例「別表」第 2 条関係）（手引 9 頁）であり、「賃料、管理費、仲介手数料、礼金、政務活動に必要な造作等」（手引 9 頁）である。

この費目については、自己の所有物件には賃料は認めず、「配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者の所有物件、自らが代表者・役員等の地位にある法人の所有物件は、慎重な対応が必要」とされ、「上記物件の所有者らが賃貸借を業として行っている場合は支出できる」（以上手引 9 頁）とされているところ、賃借物件の住所、物件名等が公開されず、又、支払先も公開されないなど「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に該当するものかどうかは判定できないもの、又は、「自らが代表者・役員等の地位にある法人の所有物件」と推察され、しかも、「不動産賃貸業を目的としていない会社からの賃借」について、政務活動費の充当を認めないものとする。又、政務活動費の支出を認めるものについては、事務所が政務活動以外に使用されないとは考えられないので按分を 1/2 とした。これに基づき査定した結果を、別表 3 平成 25 年度茨城県議会政務活動費（事務所費）支出実績と返還金額の「返還請求金額」欄に示す。

することもできるが、その購入、管理については、これを会派で行うこと等を定めている（手引 10 頁）。

この費目については、個々の事務費が「政務活動」にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、又は私的活動にかかる経費であるかが問題である。

そこで、事務所の活動実態を 3 区分し、経費を合理的に説明できる割合とで按分するとする一方、合理的に説明できない場合のそれぞれの上限按分方法を下記①～③のように定めている。

①専ら政務活動の場合は、経費の全額 ②政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、経費の 1/2 を上限とする適切な額 ③政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、経費の 1/4 を上限とする適切な額（手引 10 頁(5)）

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。

a 稲葉貴大（県政研）の支出

(a) 名刺代

平成 25 年 10 月 1 日と同年 12 月 27 日に各 1 万枚の名刺を印刷し、各々 351,540 円、310,065 円の合計金額 661,605 円の 1/2 相当額 330,802 円に政務活動費を充当している。つまり 1 万枚は政務活動に使うということである。しかも任期を余すところほぼ 1 年間の時期においてである。これは常識として考えられないことであり、殆どの名刺は政務活動以外に使うものと考えざるを得ない。従って、10 月 1 日分の 1/2 相当額 175,770 円を除く 155,032 円に政務活動費の充当を認めない。

(b) カーナビ購入費

期末も迫った平成 26 年 3 月 20 日のカーナビ購入費 198,000 円の 1/2 相当額 99,000 円に政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも収支報告書の添付資料で見ると、議員の行き先は茨城県庁（茨城県議会）周辺に限られており、カーナビが効果を発揮すると期待される平成 26 年度において政務活動としての行動範囲が著しく広くなるとは思われない。しかも任期は余すところほぼ 8 ヶ月の時期での購入であり、投資に見合う効果は期待できないこ

とは明白である。又、政務活動に絶対に必要なものとは認められない。政務活動以外の目的をもって購入したとしか考えられない。従って、99,000円に政務活動費の充当を認めない。

(c) パソコン購入費

正に期末の平成26年3月31日にパソコン購入費94,800円の1/2相当額47,400円政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入であり、購入行為に正当性はないので、47,400円に政務活動費の充当を認めない。

(d) 茶菓子代

平成26年3月21日、茶代(領収書にはこのように記載)65,100円の1/2相当額32,550円に政務活動費を充当している。購入日から判断するに、次年度分のまとめ買いであることは明らかで、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、当然次年度にその交付金を充当すべきものであるので32,550円に政務活動費の充当を認めない。

b 戸井田和之(明日)の支出

(a) レーザープリンター複合機(FAX, スキャナー付き)借上げ費

月額12,600円、合計151,200円に全額政務活動費を充当しているが、政務活動以外に使用しないとは思われない。契約書が提示され、借上げの正当性が証明されない限り、151,200円に政務活動費の充当を認めない。

(b) パソコン借上げ費

月額15,750円、合計189,000円に全額政務活動費を充当しているが、最高でも12万円で購入できる程度の品質の物で十分であろうと思われる。すると、借上げをする意味が分からない。又、政務活動以外に使用しないとは思われない。契約書が提示され、借上げの正当性が証明されない限り、189,000円に政務活動費の充当を認めない。

c 星田弘司(自民党)の支出

(a) 紙折り機購入費

平成25年6月7日、紙折り機(EPF-400)購入費199,500円の1/2相当額99,750円に政務活動費を充当している。許容取得単価を極めて意図的とはいえクリアしており、金額的には規定に反するも

のではない。しかし、任期も余すところ1年6ヶ月の時点で購入するには相応しくない金額である。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は星田弘司となっており明らかに手引に違反している。又、議員は広報紙（誌）も殆ど発行していないようであり、政務活動としての折り機の必要性も認められない。従って、99,750円に政務活動費の充当を認めない。

(b) デジタルカメラ購入費

期末の平成26年3月31日にデジタルカメラ購入費27,600円の1/2相当額13,800円に政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入である。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は星田弘司となっており、明らかに手引に違反している。従って、13,800円に政務活動費の充当を認めない。

d 石井邦一（自民党）の支出

(a) 事務用品並びに通信費

3ヶ月分10,500円の定額制とし、これを事務所の家主であると思われる(株)角石に平成25年6月、9月、12月、平成26年3月に支払っているが、その2/3相当額7,000円、年額として28,000円に政務活動費を充当している。このことから、議員が借用している事務所は家主の事務所と混然一体のものであることが容易に推察できる。このような場合、議員活動として実際に必要とした経費は全く分からない。従って、28,000円に政務活動費の充当を認めない。

e 石塚仁太郎（自民党）の支出

(a) 来客用茶菓子代

平成26年3月1日 2,460円（坂東市弓田の岩本酒店）
3日 4,800円（不二家洋菓子岩井店）
6日 2,980円（坂東市沓掛の倉持薬局）
11日 3,102円（水戸市見川町の亀印製菓）
13日 2,000円（常総市古間木のお煎餅や）
19日 1,580円（坂東市弓田の岩本酒店）

を支出し、それぞれの1/2の合計8,461円に政務活動費を充当している。この中で、3日、11日、13日の分は、購入先から判断す

るに、菓子代であろうことが推察される。茶代はともかく菓子まで用意する必要はないと考え、これらの合計金額 9,902 円の 1/2 相当額 4,951 円については政務活動費の充当を認めない。

f 先崎光（自民党）の支出

(a) パソコン購入費

期末の平成 26 年 3 月 26 日、パソコン購入費 105,000 円の 1/2 相当額 52,500 円に政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも任期は余すところほぼ 8 ヶ月の時期での購入である。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は先崎光となっており、明らかに手引に違反している。従って、52,500 円に政務活動費の充当を認めない。

g 荻津和良（自民党）の支出

(a) パソコン購入費

期末の平成 26 年 3 月 22 日、パソコン購入費 129,150 円の 1/2 相当額 64,575 円に政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも任期は余すところほぼ 8 ヶ月の時期での購入である。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は荻津和良となっており、明らかに手引に違反している。従って、64,575 円に政務活動費の充当を認めない。

h 本澤徹（自民党）の支出

(a) パソコン購入費

平成 26 年 3 月 4 日、パソコン購入費 156,800 円の 1/2 相当額 78,400 円に政務活動費を充当している。これは、購入時期から判断するに、政務活動費使い切りのための支出であると考えられ、しかも任期は余すところほぼ 8 ヶ月の時期での購入である。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は本澤徹となっており、明らかに手引に違反している。従って、78,400 円に政務活動費の充当を認めない。

i 八島功男（公明党）の支出

(a) モバイルパソコン購入費

平成 25 年 5 月 10 日、モバイルパソコン購入費 117,800 円の全額に政務活動費を充当している。政務活動以外に使用しないとは思わ

れない。更に、備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず、支払者は八島功男となっており、明らかに手引に違反している。従って117,800円には政務活動費の充当を認めない。

j 井手義弘（公明党）の支出

(a) カメラ購入費

平成26年3月10日（購入は同年2月3日）、政務調査活動記録用カメラ（LUMIX GM1 DMC-GN1）購入費41,879円に政務活動費を充当している。任期は余すところほぼ9ヶ月の時期での購入である。又、議員のいう使用目的からすれば、現在の市場状況に照らしてみても20,000円程度の物で十分であり、当該品は高額すぎる。更に、平成25年度の政務活動費の使用状況から推察するに視察活動はほとんど行われず、専ら活動の宣伝のための広報紙（誌）発行及び政策広報活動に傾注しているように思われ、しかも、その関連写真も撮影を専門家に依頼している。結局、当該カメラ購入費41,879円に政務活動費の充当を認めない。

(エ) 交通費

交通費は、「会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費」（条例「別表」第2条関係）（手引11頁）であり、中に、自動車リース代も含まれる。（手引11頁）又、自動車リースに関する留意点として、①期間はおおむね議員任期の4年とする、②リース期間満了後に所有権が移転する場合は、リースはできない（手引11頁(5)）としている。

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。

a 自動車リース費

正式なリース会社以外からリースしている星田弘司、飯岡英之、宮崎勇、島田幸三及び議員が役員を務める会社からリースしている川口政弥の各議員分と特に目立って低額（荻津和良、佐藤光雄、臼井平八郎、高崎進の各議員）及び高額（藤島正孝、葉梨衛、稲葉貴大の各議員）なものを除く他のリース費の月額平均値は約56,000円（計算値は56,190円）となり、これを超える分は全額個人負担とし残余を按分して政務活動費充当分とする。但し、按分が1/2を超えて報告されているものは、その根拠が明確ではないのでこれを1/2とする。なお、星田弘司、飯岡英之、宮崎勇、島田幸三の各議員については、自動車リース業を目的としない

会社からリースしており，不法であるので全額政務活動費の充当を認めない。これに基づき査定した結果を，別表 4 平成 25 年度茨城県議会政務活動費支出（自動車リース）実績と返還請求金額の「返還請求金額」欄に示す。

b 加藤明良（自民党）の支出

(a) 駐車場代

3 台分の駐車場代として月額 15,000 円の 1/2 相当額 7,500 円、年額 90,000 円に政務活動費を充当している。これは本人用と来客用の各 1 台分に限り認められるべきであり、1 台分の 30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

c 星田弘司（自民党）の支出

(a) 駐車料金

平成 25 年 4 月 20 日、靖国神社のこれまでの経緯などについて研修のため、「第 4 期やすくは活性塾」に参加し駐車料金として 1,200 円を支出し、全額に政務活動費を充当している。靖国問題が県政に直接的に関係するとは思われない。個人的活動と考える。従って、1,200 円に政務活動費の充当を認めない。

d 森田悦男（自民党）の支出

(a) 電車代

平成 25 年 4 月 30 日、「浪曲家「三門柳氏」の発表会」に参加し同氏の故郷に与えた影響や効果、又浪曲界の現状と将来についての各種調査に対して電車代 4,440 円を支出し、その 1/2 相当 2,220 円に政務活動費を充当している。県政とは関係ない活動であり、2,220 円に政務活動費の充当を認めない。

(オ) 視察・研修費

視察・研修費は「会派又は議員が政務活動のために行う視察・研修・講演会等（共同開催を含む）に要する経費又は他団体が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費」（条例「別表」第 2 条関係）（手引 13 頁）であり、その内容は「講師謝礼，会場・機器等借上代，通訳・翻訳代，参加費，資料代，交通費，宿泊代，食事代，通信費，バス借上代，視察先入場料，視察先への手土産等」（手引 13 頁）であるところ、かつその費用が目的，効果との関係で著しく高額ではないことが必要であり，具体的目的・訪問先・旅程・成果等が明らかでなければならぬと考える。

以上のことを考慮すると，下記 a～c の各会派，議員が行った海外視察については，視察の成果物等上記必要事項を示す資料の提示の要求にも全く応えない上，何ら政務活動に資した痕跡も見られないところから，観光

旅行とみなし政務活動費の充当を認めない。

- a (自民党) 飯塚秋男 199,442 円と神達岳志 199,442 円のフィリピンセブ島視察 (平成 25 年 4 月 14 日～17 日)

17 名構成のツアー客のうちの 2 人として参加したものと推察する。旅行中 2 人が他と独立して行動したのは、4 月 14 日のみである。視察したとすればこの日 1 日と考えられるが、旅行の詳細報告が提示されないの
で観光旅行と考えざるを得ない。

- b (自民党) 20 人 (議員名は公開されない) 合計 7,051,200 円のミャンマー視察 (平成 26 年 2 月 11 日～15 日)

20 名中 8 名は何故ビジネスクラスを利用したのか、2 月 14 日に商工会議所との昼食会に参加しなかった 4 名はマイクロバスを借り切ってどこへ行ったのか、同 4 名はどうして昼食の費用を分担しなければならないのか等疑問点が多く、旅行の詳細報告がされない限り観光旅行と考えざるを得ない。

- c (民主党) 齋藤英彰 647,745 円と長谷川修平 647,747 円及び佐藤光雄 647,747 円のインド視察 (平成 26 年 1 月 27 日～2 月 1 日)

旅行の詳細報告が提示されないの
で観光旅行と考えざるを得ない。

(カ) 資料作成・購入費

資料作成・購入費は、「会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費」(条例「別表」第 2 条関係)(手引 16 頁)であり、「書籍代、新聞・雑誌購読料、CD-R 等の購入費、有料データベース代、コピー代、印刷代、パネル代等」とされ、新聞・雑誌購読料に関しては、「政党機関紙(誌)にも充てることができる」(手引 16 頁(2))とされている。又、按分について、「事務所の活動実態が、専ら政務活動の場合は経費の全額、それ以外の議員活動が混在する場合は、経費のうち合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする適切な額」(手引 16 頁(5))としている。

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。

- a 飯塚秋男 (自民党) の支出

- (a) 書籍 (現代語訳 武士道) 購入費

平成 26 年 3 月 19 日、798 円に政務活動費を充当しているが、政務活動に直接的関係があるとは考えられないので、798 円に政務活動費

の充当を認めない。

b 飯田智男（県政ク）の支出

(a) 書籍（一番やさしい自治体予算の本・同左決算の本）購入費

平成 25 年 12 月 16 日、書籍購入費 4,300 円に政務活動費を充当している。一期目の議員とはいえ、議員としての基礎知識修得のためのもので、個人負担とすべきものである。従って、4,300 円に政務活動費の充当を認めない。

c 八島功男，田村佳子，井手義弘，高崎進（公明党）の支出

(a) 公明新聞購読料

各々公明新聞購読費（1,835 円/月）の年間分 22,020 円に政務活動費を充当している。手引きでは、政党機関紙（誌）への政務活動費の充当を認めているところであるが、これは、自らが属する政党の機関紙（誌）の購読への該費の充当を予定してはいないと考える。党员であれば議員であるかないかにかかわらず自党の機関紙（誌）を購読するものとするのが常識である。従って、各々 22,020 円、合計 88,080 円に政務活動費の充当を認めない。

d 八島功男（公明党）の支出

(a) 月刊公明購読料

平成 25 年 6 月 24 日と平成 26 年 1 月 9 日、月刊公明購読料として各々 1,800 円（単価 300 円の 6 か月分）、合計 3,600 円を支出し全額政務活動費を充当している。上記 c で述べたと同様の理由で合計 3,600 円に政務活動費の充当を認めない。

(キ) 広報紙（誌）発行費

広報紙（誌）発行費は、「会派又は議員が政務活動のため行う広報紙（誌）の作成・発行に要する経費」（条例「別表」第 2 条関係）（手引 20 頁）であり、「原稿料，作成委託料，デザイン料，写真代，コピー代，印刷・製本代，はがき代，新聞折り込み代，送料等」（手引 20 頁）とされている。又，整理保管すべき関係書類として「契約書等の関係書類を保管・整理しなければならない。なお，当該発行又は作成した広報紙（誌）について見本（説明資料用）として 1 部は整理・保管しておく必要がある。」（手引 20 頁(3)）とされ，按分についても資料作成・購入費と同様の規定をし，合理的説明にできる按分として，「紙面の総面積・総分量等に占める政務活動を内容とする面積・分量等の割合」（手引 20 頁(4)）としている。

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。

a 全会派の全ての広報紙（誌）の発行費

広報紙（誌）については、上記規定に沿ったものか確認のため保管資料の閲覧を申し出たにもかかわらず、これに応えないため確認のしようがない。従って、違法又は不当な行為があるとみなし、全額 57,774,866 円に政務活動費の充当を認めない。（別表 1 の広報紙（誌）発行費の「返還請求金額」欄参照）

なお、次の b と c に記述するものはその金額を上記 a に含めるものであるが、独自に政務活動費の充当を認め得ない理由を持つものである。

b 公明党及び同議員の写真撮影費への支出

広報紙作成用として政務活動費から支出した下記（a）～（g）の写真撮影費は、各領収書から推察するに、小美玉市の写真館に支払ったものと考えられるところ、政務活動中の写真ではなく特別に写真を撮影したものであると思われる。広報紙には基本的に議員の写真は必要ではなく、増して特別に撮影することは認め難い。すると、政務活動としての広報内容とは無関係で、むしろ自己宣伝につながるものであり、政務活動以外の政治活動の費用とすべきである。従って、政務活動費の充当は認めない。なお、「政務活動費領収書等貼付用紙」の活動内容欄に、（a）は写真撮影費、（b）（c）は県議会報告用写真撮影費、（d）（e）（f）（g）は県議会報告用写真撮影費とし更に下記カッコ内の様に対象が明記されている。（g）は何故視察記録撮影を専門家に頼まなければならないのか全く疑問である。

（a） 田村佳子 平成 26 年 2 月 1 日支出 10,000 円

（b） 井手義弘 平成 25 年 12 月 16 日支出 26,000 円

（c） 井手義弘 平成 25 年 12 月 20 日支出 20,000 円

（d） 井手義弘 平成 26 年 3 月 3 日支出 12,000 円（井手よしひろ代表質問）

（e） 井手義弘 平成 26 年 3 月 6 日支出 12,000 円（田村けいこ一般質問）

（f） 井手義弘 平成 26 年 3 月 18 日支出 12,000 円（井手よしひろ予算特別委員会）

（g） 井手義弘 平成 26 年 3 月 28 日支出 12,000 円（県議会公明党視察記録）

c 伊沢勝徳（自民党）の支出

(a) 切手購入費

平成 25 年 12 月 27 日、480,000 円（80 円切手 6,000 枚）に政務活動費を充当している。購入の仕方に、短時間のうちに多数の郵便局から購入している（別表 5）という不自然さがある。この不自然な行為に関する質問（資料 3）に対して回答（資料 4）を、再質問（資料 5）に対しては回答（資料 6）を得た。議員は、分割購入の理由として、各局のボランティア活動へのお礼としているが、政務活動として不必要な行為であり、人気取りの行為といわざるを得ない。郵便局から領収書が発行されており、これに見合った広報紙も発行されているようであるから、切手を購入したことは事実であろう。しかし、一括購入した場合に対する人件費の損失、切手を貼らず別納郵便としてまとめて出した場合の割引郵送料との差分の損失を考慮しなければならない。従って、次の①～③各金額の費用の合計 106,333 円に政務活動費を充当することは認めない。

① 切手購入時間の損失

$8 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円/時間} = 8,000 \text{ 円}$

② 切手貼り付け時間の損失

$5 \text{ 秒/枚} \times 6,000 \text{ 枚} \times 1,000 \text{ 円/時間} \approx 8,333 \text{ 円}$

③ 割引制度を利用しない損失

$(80-65) \text{ 円/通} \times 6,000 \text{ 通} = 90,000 \text{ 円}$

(b) 切手購入費

平成 25 年 8 月 9 日、切手購入費 32,000 円（80 円切手 400 枚）に政務活動費を充当している。割引制度を利用しない損失（80-65）円/通×400 通=6,000 円への政務活動費の充当を認めない。

(ク) 政策広報費

政策広報費については、「会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報・広聴活動に要する経費」（条例「別表」第 2 条関係）（手引 22 頁）とされ、「会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓子代、看板代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請代、交通費等」（手引 22 頁）とされている。

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。なお、

会合の詳細内容については公開されていない。

a 石田進（自民党）の支出

(a) 地元農業従事者との県政報告会用会場費と同会用茶菓子代

平成 25 年 5 月 22 日，神栖市波崎のサンシャインホール雅で開催（23 名出席）し，会場費 30,000 円，茶菓子代 6,900 円に政務活動費を充当している。僅か 23 名の会合に高価な施設を使用する必要はなく，公民館程度の施設で十分である。神栖市のコミュニティーセンターの場合，多目的ホールを最高値 770 円で 4 時間使用できる。（資料 7）又，そうすることにより茶菓子代は 150 円で十分である。従って，これらとの差額，会場費 29,230 円と茶菓子代 3,450 円，合計 32,680 円への政務活動費の充当を認めない。

(b) 地元支援者との県政報告会用会場費と同会用茶菓子代

平成 25 年 5 月 29 日，神栖市波崎のサンシャインホール雅で開催（29 名出席）し，会場費 30,000 円，茶菓子代 8,700 円に政務活動費を充当している。僅か 29 名の会合に高価な施設を使用する必要はなく，公民館程度の施設で十分である。しかも，地元支援者のみを対象とした報告会であり，政務活動以外の政治活動であるといえる。従って，会場費 30,000 円と茶菓子代 8,700 円，合計 38,700 円への政務活動費の充当を認めない。

b 横山忠市（自民党）の支出

(a) 地域環境及び自然環境の保全に関する意見交換会

平成 26 年 3 月 27 日，麻生カントリークラブで開催し，会場費 30,000 円と茶菓子代 42,500 円（142 名分），合計 72,500 円に政務活動費を充当している。当クラブのコンペ会場の収容人員は最大 40 名であり，142 名の会合が開催可能なのか疑わしい。開催の証拠が提示され正当性が証明されない限り，合計 72,500 円に政務活動費の充当を認めない。

c 鈴木亮寛（自民党）の支出

(a) 県政報告会

平成 25 年 12 月 19 日，平成 26 年 1 月 17 日，同年 2 月 7 日，水海道の寿司割烹満月で開催し，各々会場費 20,000 円の全額に政務活動費を充当した。会合の規模等については情報公開されないのが不明であるが，恐らく公民館等の公的会場でも十分な規模であったであろう。常総市生涯学習センターを利用すれば約 66 m²の会議室が 1,000

円で利用できる。(資料 8) 或は、単なる懇親会であったかもしれない。開催の証拠が提示され正当性が証明されない限り、各々 20,000 円、合計 60,000 円に政務活動費の充当を認めない。

d 半村登（県政ク）の支出

- (a) 議会報告会並びに意見交換会と五霞町全体県政報告意見交換会
境町伏木のグリーンパレス飛鳥で、平成 25 年 4 月 28 日に議会報告会並びに意見交換会 (142 名出席)、同年 5 月 19 日に五霞町全体県政報告意見交換会 (294 名出席) を開催し、前者の会場費 100,000 円、茶菓子代 71,000 円、後者の会場費 100,000 円、茶菓子代 147,000 円に政務活動費を充当した。両者の内容は同一のものであろうと推察されるところ、平成 25 年 7 月 7 日に同所で開催した県政報告会には、423 名の出席があり会場費が 150,000 円で済んだことから、ここで取り上げた 2 つの報告会は出席者の合計 426 名から考えると同時開催が可能であったと推察される。そうすると両報告会の会場費合計 200,000 円は、150,000 円で済ますことができたはずである。従って、会場費のうち各 25,000 円、合計 50,000 円分への政務活動費の充当を認めない。

e 井手義弘（公明党）の支出

- (a) 県議会一般質問記録及び広報用ビデオ撮影（八島功男分）費
平成 25 年 6 月 11 日、撮影費 30,000 円に政務活動費を充当している。一般質問の様子はインターネットで録画放送されていることでもあり、政務活動報告であれば、特に写真とかビデオの必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない。この撮影は自己宣伝目的以外の何ものでもない。従って、30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(b) 県議会報告用動画撮影会場費

平成 25 年 12 月 26 日、撮影会場費 2,440 円に政務活動費を充当している。撮影会場まで借りて何を撮影したのか。事実でない作為的広報の作成を企図したものとしか考えられないし広報に動画は必要ない。この撮影は自己宣伝目的以外の何物でもない。従って、2,440 円に政務活動費の充当は認めない。

(c) 県議会報告広報用ビデオ撮影費

平成 25 年 12 月 30 日、撮影費 30,000 円に政務活動費を充当している。何を撮影したのか不明であるが、議会の様子を写したもので

あろう。議会の様子はインターネットで録画放送されていることでもあり、政務活動報告であれば、特にビデオの必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない。従って、30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(d) 県議会報告広報用ビデオ撮影費（水戸・土浦・つくば市内）

平成 26 年 1 月 8 日、撮影費 36,000 円に政務活動費を充当している。何を撮影したのか不明であるが、議会の様子を写したものであろう。議会の様子はインターネットで録画放送されていることでもあり、政務活動報告であれば、特にビデオの必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない。従って、36,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(e) 県議会代表質問記録および広報用ビデオ撮影費

平成 26 年 3 月 3 日、撮影費 30,000 円に政務活動費を充当している。何を撮影したのか不明であるが、議会の様子を写したものであろう。議会の様子はインターネットで録画放送されていることでもあり、政務活動報告であれば、特にビデオの必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない。従って、30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(f) 県議会一般質問記録及び広報用ビデオ撮影費

平成 26 年 3 月 6 日、撮影費 30,000 円に政務活動費を充当している。一般質問の様子はインターネットで録画放送されていることでもあり、政務活動報告であれば、特に写真とかビデオの必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない。この撮影は自己宣伝目的以外の何物でもない。従って、30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(ケ) 会費

会費については、「会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費」（条例「別表」第 2 条関係）（手引 23 頁）とされ、「地域団体が主催する会合の会費，年会費，交通費等」（手引 23 頁）とされる。又、会費の限度額として「一人 1 回の上限金額を 10,000 円」（手引 23 頁（1））とされている。

以上の規定と先に記述した「その他の一般的支出基準」に基づいて査定すると以下の支出は政務活動費の支出として妥当性を欠いている。

a 海野透（自民党）の支出

(a) ひたちなか市郷友会意見交換，年会費，機関誌代

平成 26 年 3 月 25 日，郷友会に出席し，郷友会費及び機関誌代として 3,940 円を支出し，その 1/2 相当額 1,970 円に政務活動費を充当している。会自体が懇親を目的としたものと考えられ，議員の参加もこれに即したものとするのが妥当である。従って，1,970 円に政務活動費の充当を認めない。

b 加藤明良（自民党）の支出

(a) 茨城「正論」友の会講演会参加費

平成 26 年 3 月 1 日，講演会参加費として 1,000 円を支出し，その 1/2 相当額 500 円に政務活動費を充当している。この会は，恐らく産経新聞社発行の雑誌「正論」に傾倒する者の主催する会であろうと推察する。講演が県会議員の活動に結び付くとは考えられない。従って，500 円に政務活動費の充当を認めない。

c 半村登（県政ク）の支出

(a) 福社会費，意見交換会費

平成 25 年 6 月 26 日，境町社会福祉協議会を訪問し，費用として福社会費及び意見交換会費の名目で 10,000 円を支出し，これに政務活動費を充当している。添付された領収書には，納付目的は福社会費とされており意見交換会の費用とは無関係である。福社会費は一種の団体会費と考えられるが，政務活動を目的として議員が加入する必要は全くない。仮に意見交換会を行ったとしても会費が必要とは考えられない。従って，10,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(b) 境町 PTA 役員情報交換会並びに意見交換会会費

平成 26 年 1 月 24 日，境町 PTA 役員情報交換会並びに意見交換会の会費 10,000 円に政務活動費を充当している。手引では会費の金額として 10,000 円としているがこれは上限額であり，常に認められるものではない。当該会合に 10,000 円の会費は必要なく，開催者側が茶代を負担する程度で十分である。仮に宴会が伴うものであるならば，その旨収支報告書の添付資料に記載すべきであり，その場合でも 5,000 円が限度である。従って，10,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(c) 境町商工会役員県政報告意見交換会会費

平成 25 年 5 月 28 日，境町商工会役員県政報告意見交換会の会費

10,000 円に政務活動費を充当している。手引では会費の金額として 10,000 円としているがこれは上限額であり、常に認められるものではない。当該会合に 10,000 円の会費は必要なく、開催者側が茶代を負担する程度で十分である。仮に宴会が伴うものであるならば、その旨収支報告書の添付資料に記載すべきであり、その場合でも 5,000 円が限度である。従って、10,000 円に政務活動費の充当を認めない。

(d) 茨城県日中友好協会特別会費（特別顧問）、意見交換会費

平成 25 年 5 月 16 日、茨城県日中友好協会特別会費（特別顧問）及び意見交換会の会費 10,000 円に政務活動費を充当している。特別会費と意見交換会費の区分が不明である上、議員としてこの会に加入する意味或は義務があるのか大いに疑問である。意見交換会だけは認めるにしてもその費用としては 5,000 円でも高額すぎ、仮に宴会が伴うものであるならば、その旨収支報告書の添付資料に記載すべきである。従って、10,000 円に政務活動費の充当を認めない。

d 八島功男（公明党）の支出

(a) 常陽懇話会会費

平成 25 年 4 月 4 日、常陽懇話会会費（意見交換会費として）30,000 円に政務活動費を充当している。この会は毎年各界の相当な顔ぶれが集まるように聞いているが、高額な会費を支出した結果、議員として行政に関して効果をもたらすことができたのか大いに疑問とするところである。具体的な説明がない以上効果なしといわざるを得ない。従って、30,000 円に政務活動費の充当を認めない。

e 田村佳子（公明党）の支出

(a) 国際女性教育振興会年会費

平成 25 年 4 月 4 日、国際女性教育振興会年会費 12,000 円に政務活動費を充当している。議員個人の社会的信条又は私的関心で加入しているものと考えられる上、県政において、この会に参加している効果の痕跡が認められない。従って、12,000 円に政務活動費の充当を認めない。

f 高崎進（公明党）の支出

(a) 茨城県吉田検察審査協会年会費

平成 25 年 6 月 22 日、茨城県吉田検察審査協会年会費 10,000 円に政務活動費を充当している。この協会は検察審査会に参加経験者が主体となって設立されたようであるが、何を行っているのか不明で

存在意義が分からず、県政とは関係ない存在であると考えられる。
もし県政に関係しているとすればそれが問題である。従って、10,000
円に政務活動費の充当を認めない。

(2) 求める措置の内容

茨城県知事が、平成25年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別表第1平成25年度茨城県議会政務活動費支出実績と返還請求金額の「返還請求金額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金額について各会派に対して茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

第2 監査委員の除斥

本監査請求においては、平成25年度に交付された政務活動費について全会派が返還請求の対象とされており、議員のうちから選任する監査委員2名はこれらの会派のうちの一つに属することから法第199条の2に定める直接利害関係者に当たるため、除斥とした。

第3 監査及び関係人調査の実施

1 監査対象事項

平成25年度に茨城県知事が茨城県議会における会派に対し交付した政務活動費のうち、請求人が措置請求書で適示した支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する議会事務局を監査対象機関とした。

3 事務局職員による予備監査

平成27年2月2日から3日にかけて、監査委員事務局職員2名により、議会事務局を対象に監査を実施し、以下の事項について監査調書を基に説明を受け、平成25年度政務活動費収支報告書及び領収書の確認を行うとともに、その結果を分析整理した。

監査項目

- (1) 議会事務局における、政務活動費に係るチェック体制及び方法等について
 - ア 収支報告書の提出時、どのような確認を行うのか
 - (ア) 支出の根拠となる書類
 - (イ) 政務活動費から支出することの適正性（政務活動に該当する支出内容であるか）
 - (ウ) 政務活動費の金額の適正性（按分率等）
 - (エ) 「社会通念上必要かつ相当」についての判断
 - イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っているか
- (2) 議長の調査（茨城県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第11条）と、透明性の確保について

4 監査委員による監査

平成27年2月13日、監査委員2名により、議会事務局を対象として監査を実施した。

監査の方法

- (1) 監査調書に基づき、政務活動費制度の経緯、政務活動費及び政務活動についての概要、政務活動費の手引（以下「手引」という。）の策定の経緯等、政務活動費充当の基本原則及び経費の範囲等、証拠書類等の提出及び整理・保管状況、会派から議員への包括的委託手続き、政務活動費の経費の範囲、政務活動費の執行に対する議会事務局のチェック体制と方法、などについて説明を求めた。
- (2) 条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進、議長権限に基づく調査の状況、法令に則った適正な執行と認定した根拠、政務活動費に係る広報、などについて質した。

5 関係人調査の実施

政務活動費の交付を受けている会派における所属議員への指導助言の状況等を把握するため、平成27年2月4日及び6日、監査委員2名により、いばらき自民党、民主党茨城県議会議員団、茨城県議会公明党議員会及び自民県政クラブの関係会派を対象に、以下の事項について調査を実施した。

- (1) 政務活動費の用途について、条例、同条例施行規程（以下「条例施行規程」

- という。), 手引等に沿った所属議員への指導
- (2) 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法
 - (3) 会派政務活動費経理責任者指名状況, 及び同責任者の会計帳簿や証拠書類等の整理保管状況
 - (4) 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況
 - (5) 議員の政務活動(議員活動)のとらえ方, 範囲について
 - (6) その他参考事項

第4 監査結果

1 監査によって確認した事項

(1) 政務活動費の概要

ア 政務活動費制度の経緯

平成11年に地方分権一括法が成立したことに伴い, 地方議員の役割が増大したことから, 国は, 全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて, 地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から, 平成12年に地方自治法の一部を改正し, 「調査研究に資するため必要な経費の一部として, 会派又は議員に対し, 政務調査費を交付することができる」として, 地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化した。

その後, 「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され, 名称が「政務活動費」に改められ, 交付内容が, これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり使途が拡大された。

本県においても, 平成13年4月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し, さらに, 上記法改正に沿って, 平成25年3月に同条例を改正した。

イ 根拠法

法第100条第14項は, 「普通地方公共団体は, 条例の定めるところにより, その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として, その議会における会派又は議員に対し, 政務活動費を交付することができる。この場合において, 当該政務活動費の交付の対象, 額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は, 条例で定めなければならない。」と規定し, また, 同条第15項は, 「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は, 条例の定めるところにより, 当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し, さ

らに同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

ウ 根拠条例等

「茨城県政務活動費の交付に関する条例」の主な内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（第2条）

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(別表)

	経費	内容
政務活動補助費	人件費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事務費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交通費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調査委託費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費
	要請陳情等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費
	会議費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民相談会等に要する経費
	グループ活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費
広報広聴活動費	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する費用
	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広

		聴活動に要する費用
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

(イ) 交付対象 (第3条)

政務活動費は、議会の会派(所属議員が1人であるものを含む。以下「会派」という。)に対し交付するものとする。

(ウ) 交付額 (第4条)

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

(エ) 会派の届出 (第5条)

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

(オ) 知事への通知 (第6条)

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(カ) 交付の決定等 (第7条)

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

(キ) 交付の方法等 (第8条)

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

(ク) 実費支出の原則等 (第9条, 条例施行規程第5条)

a 自動車を利用する場合の交通費の算定

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

自動車を利用する場合の交通費の算定については、条例第9条第1項の規定により、1キロメートルにつき24円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることので

きる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

(a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1

(b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1

(c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

(ケ) 収支報告書等（第10条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

(コ) 議長の調査及び透明性の確保（第11条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(サ) 返還（第12条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

(シ) 収支報告書等の保存及び閲覧（第13条）

議長は、第10条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

(ス) 委任（第14条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

(2) 政務活動費の手引の性格、位置付け

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成20年6月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成21年10月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成21年12月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を改正するとともに、併せて、政務調査費の使途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を内容とした「政務調査費の手引」を策定した。

平成24年9月の「地方自治法の一部を改正する法律」の改正に伴い、前回同様に全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成24年12月の「茨城県政務活動費の交付に関する条例」の改正に伴い、政務活動費の適正な執行を図るための指針である「政務活動費の手引」の改正を行った。

(3) 本県における政務活動費の支出状況等

平成25年度の、各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下の通りである。

ア 支出金額及び交付年月日 (単位：円)

		支出日	支出額
いばらき自民党 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 159,308,482	第1期	平成25年4月12日	39,600,000
	第2期	平成25年7月12日	39,600,000
	第3期	平成25年10月15日	40,500,000
	第4期	平成26年1月15日	40,500,000
	戻入	平成26年2月21日	-600,000
	戻入	平成26年3月26日	-300,000
	小計		159,300,000
民主党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 18,005,081	第1期	平成25年4月12日	4,500,000
	第2期	平成25年7月12日	4,500,000
	第3期	平成25年10月15日	4,500,000
	第4期	平成26年1月15日	4,500,000
	小計		18,000,000
	茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額：	第1期	平成25年4月12日
第2期		平成25年7月12日	3,600,000
第3期		平成25年10月15日	3,600,000
第4期		平成26年1月15日	3,600,000

14,404,076	小計		14,400,000
自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 18,005,875	第1期	平成25年4月12日	4,500,000
	第2期	平成25年7月12日	4,500,000
	第3期	平成25年10月15日	4,500,000
	第4期	平成26年1月15日	4,500,000
	小計		18,000,000
日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 5,407,935	第1期	平成25年4月12日	900,000
	第2期	平成25年7月12日	900,000
	第3期	平成25年10月15日	1,800,000
	第4期	平成26年1月15日	1,800,000
	小計		5,400,000
茨城の元気な明日を創る会 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 3,600,784	第1期	平成25年4月12日	900,000
	第2期	平成25年7月12日	900,000
	第3期	平成25年10月15日	900,000
	第4期	平成26年1月15日	900,000
	小計		3,600,000
茨城の未来をつくる会 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 3,608,681	第1期	平成25年4月12日	900,000
	第2期	平成25年7月12日	900,000
	第3期	平成25年10月15日	900,000
	第4期	平成26年1月15日	900,000
	小計		3,600,000
無所属の会 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 3,601,034	第1期	平成25年4月12日	900,000
	第2期	平成25年7月12日	900,000
	第3期	平成25年10月15日	900,000
	第4期	平成26年1月15日	900,000
	小計		3,600,000
県政研究会 収支報告年月日： 平成26年4月30日 収支報告額： 1,808,984	第1期	-	-
	第2期	-	-
	第3期	平成25年10月15日	900,000
	第4期	平成26年1月15日	900,000
	小計		1,800,000
計			227,700,000

イ 政務活動費（政務調査費）執行状況の推移 (単位：円)

	交付額	収支報告額	返還額
平成21年度	227,700,000	229,833,927	17,969
平成22年度	231,000,000	209,829,669	21,811,233
平成23年度	232,200,000	238,102,789	382,276
平成24年度	227,400,000	221,304,073	6,126,687
平成25年度	227,700,000	227,750,932	0

※ 平成25年3月1日より「茨城県政務調査費の交付に関する条例」は「茨城県政務活動費の交付に関する条例」に改正

(4) 議会事務局における、条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

議会事務局では、毎年年度初めに各会派に対し交付決定の通知をする際に、各会派の経理責任者に対し、手引の留意事項について説明を行っている。

また、会派からの随時の問い合わせや相談に対し、個別に応じている。

その他、一人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途説明会を設け、手引の内容等について説明を行っている。

(5) 議長権限に基づく調査の状況

収支報告書の提出を受ける議長は、その報告書が所定の要件を備えているかどうかをチェックすることが求められるとともに、政務活動費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるよう努める必要があり、こうした観点から、議会事務局は、会派から収支報告書等の提出があった際、これら収支報告書及び領収書等について、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、条例施行規程や手引に照らして明らかな誤りがないかなど、全般的なチェックを行っている。

(6) 法令に則った適正な執行と議会事務局が認定した根拠

議会事務局が、前項における報告内容の確認を行うに当たっては、必要に応じて会派の経理責任者に対し、支出された経費が政務活動に係るものなのか等について説明を求めている。

さらに、内容によっては、会派に整理・保管されている証拠書類等を確認し、個々の案件についても政務活動費の対象経費の範囲に適合しているか確認している。

以上のように個々具体の案件についても会派の経理責任者等に確認し、各会派における政務活動費の執行にあっては、条例、条例施行規程、手引に基づき適正に執行されているか判断している。

2 監査対象機関の説明

(1) 政務活動費の執行に対する議会事務局のチェックの体制と方法

議会事務局は、随時、会派又は議員からの相談・問い合わせに応じるとともに、会派から当該年度終了後に収支報告書等の提出を受けたときは、総務課職員（5名体制）が条例、条例施行規程や手引に照らして、対象経費の範囲に適合しているか確認を行っている。

具体的な確認作業としては、会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書や領収書等の添付書類等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているかチェックしている。

なお、収支報告書等の内容確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて会派の政務活動費経理責任者に説明を求め、確認を行っている。

平成25年度の政務活動に係る支出についても、収支報告書及び領収書のほか、必要に応じて会派の経理責任者から説明を求めたり、関係書類を確認したりして、すべての支出が適正であると確認している。

(2) 会派によるチェック等

政務活動費は、条例により、議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行に当たっては、所属議員に事前に指導助言を行うとともに、随時、相談に応じており、所属議員から収支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により、対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえで、会派代表者が承認している。

なお、今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対して、対面で調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸契約書、活動記録簿などの各種関係書類を再度確認した結果、請求内容の政務活動費の支出については、条例、条例施行規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

(3) 一人会派の議員に対する扱い

一人会派の議員に対しては、議会事務局で別途説明の機会を設け、手引の中の留意事項などについて、詳細に説明している。

(4) 請求人の主張する一般的基準について

本県の政務活動費については、条例、条例施行規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第1の2の(1)のアの(ウ)「その

他の一般的支出基準」の a～j については、事実に基づかない憶測又は疑念、条例、条例施行規程や手引の誤った解釈であり、このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指摘とは認められない。

(5) 請求人が不当と主張している支出について

請求人が、領収書に類似した筆跡のものやパソコン印字のものが多数あって、偽造の疑いが強い等としている人件費については、改めて領収書を精査したほか会派からも確認し、全て問題はないと認識している。

また、事務所が本人所有の疑いがあり充当を認めないと主張している事務所費については、領収書及び会派からの聞き取り等により、第三者の物件であり、条例、手引に照らして問題ない支出である。

また、請求人が、観光旅行と見なし充当を認めないと主張している視察・研修費については、領収書、日程表や会派からの聞き取り等により、すべて政務活動のために行った視察である。

3 関係人の説明

(1) 政務活動費の使途について、条例、条例施行規程、手引等に沿った所属議員への指導

各会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第2条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動費と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派へ政務活動費への充当の可否や按分割合などの不明な事項の問い合わせがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、また按分割合や充当金額が正しいかを領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等を確認し、不明な点があった場合は、当該議員に説明を求めている。

(2) 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な案件があった場合、まず経理責任者が相談に応

じ、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせること等により、会派として判断をしている。

(3) 会派政務活動費経理責任者指名状況、及び同責任者の会計帳簿や証拠書類等の整理保管状況

多くの場合、会派の中でも経験豊富な者が経理責任者として指名され、同経理責任者の責任のもと、領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等の証拠書類が条例に基づき5年間、整理・保管されている。

(4) 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例によって会派に交付されることとなっているため、所属議員が個々に政務活動費を充当するに当たっては、会派から各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っている。

(5) 議員の政務活動（議員活動）のとらえ方、範囲について

本格的な地方分権の時代を迎え、これまで以上に地方議会の果たすべき役割が増大している。地方議会が住民の負託に応じて、その役割を十分に果たすためには、審議能力やその審議の経過等を住民へ説明する能力等が要求される。

そのためには、議員一人ひとりの活動の強化が重要である。一方、議員活動は多岐にわたり、また、地域性など議員を取り巻く環境は各々異なることから、政務活動は、原則として、県政に関する諸事情などに応じて、議員個人の裁量的判断に委ねられるべきであり、過去の判例（平成20年9月25日神戸地裁、平成21年3月26日大阪高裁、等）によっても、「地方議会の審議能力の強化という政務調査費交付制度の趣旨からすると、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は乱用した場合に限り、違法となるというべきである。」とされている。

以上のことから、議員の政務活動費においては、議員の裁量的判断に委ねられるべきであると考えている。

(6) 今回の監査請求に対して

以上のとおり、政務活動費については会派として適正に執行しているところであるが、今回の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者が改めて請求対象の議員に対して対面で調査を行い、関係書類等を再度確認した結果、条例、条例施行規程及び手引に定める対象経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認した。

本件請求において、請求人が主張している「その他の一般的支出基準」の10項目については、事実に基づかない憶測又は疑念、条例、条例施行規程及び手引の誤った解釈であり、このことをもって請求人の主張する違法・不当な政務活動費の使用事実であるとの指摘は認められない。

第5 判断

監査によって確認した事項、監査対象機関の説明及び会派への関係人調査によって確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の視点

(1) 政務活動費制度については、法第100条第14項、同条第15項、さらに条例第14条等の規定により、収支報告書や領収書等の関係書類等の提出を求める権限やそれらを調査する権限が議長とされているように、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

(2) 平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費条例（注：東京都品川区）及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、会派の代表者は毎四半期が終了する都度、議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用

についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

- (3) また、平成21年7月7日最高裁判決では、「会派が行う調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」とされている。加えて、平成19年2月9日札幌高裁判決でも、「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされている。

さらに、平成21年9月29日東京高裁判決では、「政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」(中略)ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(中略)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」とされている。

- (4) 以上のことから、多岐にわたる個々の議員の調査研究活動を会派の政務活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと解される。

- (5) 本県の条例においては、会派が政務活動費の交付対象とされているが、各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い、会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

したがって、本件措置請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費

の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、個々の議員の調査研究活動も、会派の政務調査活動となることを前提とし、また、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとし、その確認に当たっては、政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引を、基本的な基準とする。

その理由として、手引については、その作成において、全会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申し合わせ事項としてまとめたものであり、条例及び条例施行規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断した。

(6) 監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

2 判断

- ① 議員の行う諸々の活動が、政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、前掲の各判例に示されているように会派及び会派から包括的な委託を受けている所属議員に裁量権が付与されていることから、適合性の判断は会派または議員自らが良識とその責任の下に行うものである。
- ② また、議長は、提出された収支報告書が所定の要件を備えているかどうかを審査することが求められるとともに、政務活動費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるよう努める必要がある。このため、議長の補助機関である議会事務局は条例に基づく調査として、会派から収支報告書の提出があった際に、収支報告書や領収書等の添付書類等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているかを審査しており、その判断が提出書類のみでは困難なものにあつては、会派の経理責任者に説明を求め、内容によっては会派に整理・保管されている証拠書類等を確認するなどし、個々の案件についても政務活動費の対象経費の範囲に適合していることを審査している。平成25年度の政務活動に係る支出についても、収支報告書及び領収書のほか、必要に応じて会派の経理責任者から説明を求めたり、関係書類を精査したりして、すべての支出が適正であると確認している。
- ③ 政務活動費の交付を受ける各会派にあつては、会派から所属議員に対して政務活動に関する包括的な委託を行うことで所属議員が個々に行う政務活動へ政務

活動費を充当することの根拠としているとともに、会派の経理責任者等を中心とし、定時あるいは随時において、所属議員に対し政務活動費に関する指導助言を行っている。

また、所属議員から会派に対する収支報告等の提出時には、政務活動費を充当した各支出が、会派において整理・保管すべきと手引に規定されている証拠書類等に基づいて、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」等に適合するか否かの判断が経理責任者によってなされており、会派における政務活動費に対する執行の確認体制が確保されている。

なお、今般の住民監査請求を受けて、会派の代表者及び経理責任者が改めて請求対象の各議員に対して調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸契約書、活動記録簿などの各種関係書類を再度点検し、請求内容の政務活動費の支出については、条例、条例施行規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを再確認し、この会派の再チェックについては議会事務局においてもその旨を確認している。

④ 以上に加えて、本件の請求人の主張については、議会事務局及び各会派が以下の点について審査・検証を行っている。

(1) 人件費

ア 全会派（日本共産党茨城県議会議員団を除く）

(ア) 請求人は、領収証書の住所又は氏名が黒塗りされ、「配偶者、被扶養者、同居者など（議員と）生計を一にする者」であるか否かが特定できない旨主張する。

これについては、生計を一にする者であるかどうかを、雇用契約書等に基づき会派において確認している。

(イ) 請求人は、領収証書の筆跡が職務従事者本人のものであれば、領収書の発行者が異なれば、その筆跡は異なったものであるべきところ、同一者の筆跡としか見えない酷似した筆跡のものが多数あって偽造の疑いが強い、また、パソコン印字であって期末に全て同日支払い同日領収として形式的に作成したとしか考えられないものが多数あって偽造の疑いが濃い旨主張する。

これについては、勤務の実態を勤務実績等に基づき会派において確認している。また、同一者の筆跡と思われる領収書及びパソコン印字で作成された領収書については、議員が従事者の承諾のうえで作成し、受領印は従事者本人に押印させていることを、会派において確認

している。

(ウ) 請求人は、支払ったとされる金額が記載されず、按分後の金額が領収金額として記載され、架空のものである疑いが強い旨主張する。

これについては、按分後の政務活動費として支出した領収額を記載していることを、勤務実績に基づき会派において確認している。

イ 細谷典男議員

請求人は、①領収書発行人（補助者と思われる）の住所が八王子市と異常に遠隔地であり、②領収書の文字と収支報告書の添付資料の文字が極めて類似していることから、雇用の実態を疑わざるを得ない旨主張する。

これについては、当該従事者のアルバイトとしての雇用実態を示す勤務実績があることを、議会事務局において確認している。また、同一者の筆跡と思われる領収書については、議員が従事者の承諾のうえで作成し、受領印は従事者本人に押印させていることを、議会事務局において確認している。

ウ 村上典男議員

請求人は、領収書の文字と収支報告書の添付資料の文字が全て極めて類似しており、雇用の実態を疑わざるを得ない旨主張する。

これについては、議員が従事者の承諾のうえで領収書を作成し、受領印は従事者本人に押印させていることを、会派において確認している。

エ 神達岳志議員

請求人は、いずれの領収書も印字された同一様式のものを使用し、領収日付とサイン（と思われるが黒塗りで判読できない）のみが手書きとなっており、しかも、領収日付の筆跡はすべて同一人のものと思われることから、雇用の実態を疑わざるを得ない旨主張する。

これについては、議員が従事者の承諾のうえで領収書を作成し、受領印は従事者本人に押印させていることを、会派において確認している。

オ 海野透議員

請求人は、従事者に対し支払ったとされる金額が記載されず、按分後の金額が領収金額として記載され領収書が各々もう1枚ずつ存在するはずであり、按分と支払の事実を疑わざるを得ない旨主張する。

これについては、按分後の政務活動費として支出した領収額を記載していることを、勤務実績に基づき会派において確認している。

(2) 事務所費

請求人は、賃借物件の住所、物件名、支払先等が公開されないなど「議員

本人，これと住所を同じくする個人または法人，もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に該当するものかどうか判定できない，また「自らが代表者・役員等の地位にある法人の所有物件」と推察され，しかも，「不動産賃貸業を目的としていない会社からの賃借」について，政務活動費の充当を認めない旨主張する。加えて，政務活動費の支出を認めるものうち，政務活動費充当の按分率が2分の1を超えるものについて，事務所が政務活動以外に使用されないとは考えられないので按分を2分の1とすべきである旨主張している。

ア いばらき自民党（「政務活動以外に使用しないと思われたい」旨主張）

当該事務所の専有面積が明らかであり，応接スペースやロッカー，事務用品等を備えるなど政務活動のために必要な事務所としての外形及び機能等を有する要件を満たし，政務活動担当職員が従事し，専ら調査研究，広報広聴，住民相談等の政務活動のために使用されていることを，議会事務局において確認している。

イ 伊沢勝徳議員，星田弘司議員，横山忠市議員（「政務活動以外に使用しないと思われたい」旨主張），石井邦一議員（「按分率を3分の2としていることについて，理論的に説明できないであろう」旨主張）

当該事務所が後援会事務所とは別にあり，応接スペースや事務用品等政務活動のために必要な事務所の外形及び機能を備え，賃貸契約書を締結し，専ら調査研究，広報広聴，住民相談等の政務活動のために使用している状況を，会派において確認している。

ウ 西野一議員（「支払先の会社は議員の親族が経営し，その業務目的に賃借業はない」旨主張）

当該事務所が議員の親族ではなく第三者と賃貸契約書を締結しており，専ら調査研究，広報広聴，住民相談等の政務活動のために使用している状況を，会派において確認している。

エ 鈴木将議員（「後援会事務所を兼ねている疑いがあり，按分は2分の1とすべきであるが，自宅の疑いもある」旨主張）

当該事務所が後援会事務所とは別にあり，応接スペースや事務用品等政務活動のために必要な事務所の外形及び機能を備え，第三者と賃貸契約書を締結し，専ら調査研究，広報広聴，住民相談等の政務活動のために使用している状況を，会派において確認している。

オ 小川一成議員（「支払先の業務目的に賃借業はない」旨主張）

当該事務所が議員が役員等になっていない第三者と賃貸契約書を締結

し、調査研究、広報広聴、住民相談等の政務活動のために使用している状況を、会派において確認している。

カ 先崎光議員、中村修議員、青山大人議員、細谷典男議員（「連絡先住所が事務所と同一と思われ、同地にある物件は議員の名義である」旨主張）

当該事務所が自己の所有物件ではなく第三者と賃貸契約書を締結し、調査研究、広報広聴、住民相談等の政務活動のために使用している状況を、会派において確認している。

キ 島田幸三議員（「領収書に不審な点多数」「支払先の業務目的に賃貸業はない」旨主張）

当該事務所が議員が役員等になっていない第三者と賃貸契約書を締結し、専ら調査研究、広報広聴、住民相談等の政務活動のために使用している状況を、会派において確認している。

ク 田山東湖議員（「議員は事務所所有会社の役員」「同社は賃貸借業を目的としていない」旨主張）

当該事務所が、調査研究、広報広聴、住民相談等の政務活動のために必要な事務所の外形及び機能を備え、専らそれに使用されている状況を確認しているとともに、その賃料にあつては近隣の賃貸価格等に留意し決定された価格により賃貸借契約書を締結しており、法人の資産形成につながるようなものではない状況を、会派において確認している。

(3) 事務費

ア 稲葉貴大議員

(ア) 名刺代

請求人は、任期残り約1年で政務活動に1万枚の名刺を使うとは考えられない旨主張する。

これについては、当名刺は調査研究、住民相談等の政務活動を行うために必要な枚数を作成したものであることを、議会事務局において確認している。

(イ) カーナビ購入費

請求人は、①購入時期から判断するに政務活動費使い切りのための支出であると考えられる、②収支報告書の添付資料で見ると議員の行き先は茨城県庁（茨城県議会）周辺に限られ、カーナビが効果を発揮すると期待される平成26年度において政務活動としての行動範囲が著しく広くなるとは思われない、③任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入であり投資に見合う効果は期待できない、④政務活動に

絶対に必要なものとは認められない，以上のことから政務活動以外の目的をもって購入したとしか考えられない旨主張する。

これについては，調査研究，住民相談等の継続的な政務活動を行うために購入した備品であることを，議会事務局において確認している。

(ウ) パソコン購入費

請求人は，①購入時期から判断するに政務活動費使い切りのための支出であると考えられる，②任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入であり購入行為に正当性はない，旨主張する。

これについては，調査研究等の継続的な政務活動を行うために購入した備品であることを，議会事務局において確認している。

(エ) 茶菓子代

請求人は，購入日から判断して政務活動費使い切りのための支出であると考えられる旨主張する。

これについては，住民相談等の継続的な政務活動を行うために購入したものであることを，議会事務局において確認している。

イ 戸井田和之議員

(ア) レーザープリンター複合機 (FAX, スキャナー付き) 借上げ費

請求人は，政務活動以外に使用しないとは思われぬ旨主張する。

これについては，リース契約書を締結し，専ら調査研究，住民相談等の政務活動のために使用するものであり，また後援会活動等に使用するものは別にあることを，議会事務局において確認している。

(イ) パソコン借上げ費

請求人は，①最高でも12万円で購入できる程度の品質の物で十分であろうと思われる，②政務活動以外に使用しないとは思われぬ旨主張する。

これについては，リース契約書を締結し，専ら調査研究等の政務活動のために使用するものであり，また後援会活動等に使用するものは別にあることを，議会事務局において確認している。

ウ 星田弘司議員

(ア) 紙折り機購入費

請求人は，①任期も余すところ1年6ヶ月の時点で購入するには相応しくない金額である，②備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず支払者は星田弘司議員個人となっている，③議員は広報紙(誌)も殆ど発行していないようであり政務活動としての折り機の必

要性も認められない，旨主張する。

これについては，県政報告に係る広報紙発行等の継続的な政務活動に使用するものであることを，会派において確認している。

また，政務活動に関しては会派から所属議員に包括的な委託を行っており，議員個人が政務活動に使用する備品の購入も含まれることを，議会事務局において確認している。

なお，請求人の，会派が購入者でなくてはならないとの主張については，これ以外の箇所も同様であり，手引の理解不足によるものである。

(イ) デジタルカメラ購入費

請求人は，①政務活動費使い切りのための支出であると考えられる，②任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入である，③備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず支払者は星田弘司議員個人となっている，旨主張する。

これについては，調査研究，視察等の継続的な政務活動に使用するものであることを，会派において確認している。

エ 石井邦一議員の事務用品並びに通信費

請求人は，家主に定額で支払っている当該費のうち3分の2について政務活動費を充当していることについて，借用している事務所が家主の事務所と混然一体のものと推察できることから，議員活動として実際に必要とした経費は全く分からない旨主張する。

これについては，当該事務用品並びに通信費を用いている事務所は，後援会事務所とは別にあり，事務用品並びに通信費は専ら調査研究，広報広聴，住民相談等の政務活動のために使用していることを，会派において確認している。

オ 石塚仁太郎議員の来客用茶菓子代

請求人は，茶代はともかく菓子まで用意する必要はない旨主張する。

これについては，手引において，来客用茶菓子代等が経費の対象とされていることを，議会事務局において確認している。

カ 先崎光議員，荻津和良議員及び本澤徹議員のパソコン購入費

請求人は，①購入時期から判断するに政務活動費使い切りのための支出であると考えられる，②任期は余すところほぼ8ヶ月の時期での購入である，③備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず支払者は議員個人となっている，旨主張する。

これについては、調査研究等の継続的な政務活動に使用するものであることを、会派において確認している。

キ 八島功男議員のモバイルパソコン購入費

請求人は、①政務活動以外に使用しないとは思われない、②備品の購入者は会派でなくてはならないにも拘らず支払者は八島功男議員個人となっている、旨主張する。

これについては、専ら視察研修、住民相談等の政務活動に使用するものであることを、会派において確認している。

ク 井手義弘議員のカメラ購入費

請求人は、①任期は余すところほぼ9ヶ月の時期での購入である、②使用目的からすれば当該品は高額すぎる、③平成25年度の政務活動費の使用状況から推察するに視察活動はほとんど行われず、専ら活動の宣伝のための広報紙（誌）発行及び政策広報活動に傾注しているように思われ、しかも、その関連写真も撮影を専門家に依頼している、旨主張する。

これについては、購入価格については手引において認められる範囲内であり、また当該備品は専ら調査研究、視察等の継続的な政務活動に使用するものであることを、会派において確認している。

(4) 交通費

ア 自動車リース代

請求人は、加藤明良議員、舘静馬議員、森田悦男議員、桜井富夫議員、細谷典幸議員、本澤徹議員、齋藤英彰議員、飯田智男議員、八島功男議員、藤島正孝議員、葉梨衛議員及び稲葉貴大議員の各自動車リース代について、56,000円を超える分は全額個人負担とし、残余を按分して政務活動費充当分とすべきである旨主張する。

これについては、手引において、56,000円を超えた部分について政務活動費の充当ができないとはしていないことを、議会事務局において確認している。

また、星田弘司議員、飯岡英之議員、宮崎勇議員、島田幸三議員及び田山東湖議員に係る支出については、自動車リース業を目的としない会社からリースしており不法である旨主張するが、手引において、自動車リースを業として行っていない会社からのリースでも、政務活動費の対象経費となることを、議会事務局において確認している。

イ 加藤明良議員の駐車場代（3台分）

請求人は、本人用と来客用の各1台分に限り認められるべきである旨主

張する。

これについては、手引において、政務活動費の対象経費となることを、議会事務局において確認している。

ウ 星田弘司議員の駐車料金及び森田悦男議員の電車代

請求人は、それぞれ、県政に関係ない活動である旨主張する。

これについては、いずれの支出も調査研究、研修等の政務活動のために参加したことを会派において確認している。

(5) 視察・研修費

請求人は、飯塚秋男議員及び神達岳志議員のフィリピンセブ島視察、いばらき自民党20人によるミャンマー視察並びに齋藤英彰議員、長谷川修平議員及び佐藤光雄議員のインド視察については、視察の成果物等必要事項を示す資料の提示の要求にも全く応えないうえ、何ら政務活動に資した痕跡も見られないことから、観光旅行とみなし政務活動費の充当を認めない旨主張する。

これについては、会派で保管している日程表、活動報告書等の証拠書類から、調査研究等の政務活動のため行った視察であることを、会派において確認している。

(6) 資料作成・購入費

請求人は、飯塚秋男議員の書籍（現代語訳 武士道）購入費については政務活動に直接的関係があるとは考えられない旨、飯田智男議員の書籍（一番やさしい自治体予算の本・同左決算の本）購入費については議員としての基礎知識修得のためのもので個人負担とすべきである旨、八島功男議員、田村佳子議員、井手義弘議員及び高崎進議員の公明新聞購読料並びに八島功男議員の月刊公明購読料については自らが属する政党の機関紙（誌）の購読への該費の充当を予定してはいないと考える旨、それぞれ主張する。

これらについては、手引において、政務活動費の対象経費の範囲となるものであることを、議会事務局において確認している。

(7) 広報紙（誌）発行費

ア 全会派の全ての広報紙（誌）の発行費

請求人は、手引の規定に沿ったものか確認のため保管資料の閲覧を申し出たにもかかわらず、これに応えないため、違法又は不当な行為があるとみなし政務活動費の充当を認めない旨主張する。

これについては、県政報告等を行うための広報紙（誌）を発行し、かつ保管していることを、会派において確認している。

イ 茨城県議会公明党議員会及び同議員の写真撮影費への支出

請求人は、当該写真撮影は政務活動としての広報内容とは無関係であり、政務活動以外の政治活動の費用とすべきである旨主張する。

これについては、当該写真が県政報告を行うための広報紙に使用されていることを、会派において確認している。

ウ 伊沢勝徳議員の切手購入費

請求人は、一括購入した場合に対する人件費の損失、切手を貼らず別納郵便としてまとめて出した場合の割引郵送料との差分の損失相当分について、政務活動費の充当を認めない旨主張する。

これについては、手引において広報紙（誌）の配布方法は問わないこととされていることを、議会事務局において確認している。

また、請求書添付の資料4において伊沢勝徳議員が「郵便局は、日頃から各種ボランティア活動の支援や高齢者等を対象としたサービスを行うなど、地域社会に貢献」しているために各郵便局から購入したものである旨述べていること、及び当該切手が実際に貼付し県政報告が発送されていることを会派において確認している。

(8) 政策広報費

ア 石田進議員による地元農業従事者との県政報告会用会場費と同会用茶菓子代、及び地元支援者との県政報告会用会場費と同会用茶菓子代

請求人は、地元農業従事者との県政報告会については、僅か23名の会合に高価な施設を使用する必要はなく公民館程度の施設で十分である旨、及び地元支援者との県政報告会については①僅か29名の会合に高価な施設を使用する必要はなく公民館程度の施設で十分である、②地元支援者のみを対象とした報告会であり政務活動以外の政治活動である、旨主張する。

これについては、当該会場費は社会通念上妥当と認められる範囲内であるとともに、地元支援者との県政報告会は主に東日本大震災の被災者を参加者とする、同震災からの復興をテーマとする県政報告会、対話集会であることを、会派において確認している。

イ 横山忠市議員による地域環境及び自然環境の保全に関する意見交換会

請求人は、当クラブのコンペ会場の収容人員は最大40名であり、142名の会合が開催可能なのか疑わしい旨主張する。

これについては、当該意見交換会は請求人が主張するコンペ会場ではなく当クラブ内の300名収容できるレストランで開催していることを、会派において確認している。

ウ 鈴木亮寛議員による県政報告会

請求人は、①会場は恐らく公民館等の公的会場でも十分である、②単なる懇親会であったかもしれない、旨主張する。

これについては、支払った会場費は社会通念上妥当と認められる範囲内であるとともに、活動記録等により県政報告会であったことを、会派において確認している。

エ 半村登議員による議会報告会並びに意見交換会と五霞町全体県政報告意見交換会

請求人は、2つの報告会は出席者の合計人数から考えると同時開催が可能であったと推察する旨主張する。

これについては、県政報告会の実施方法については会派の裁量に委ねられており、手引上問題のないことを、議会事務局において確認している。

オ 井手義弘議員によるビデオ撮影費等

請求人は、政務活動報告であれば写真とかビデオ、動画の必要性はなく、増して特別に撮影する必要は全くない旨主張する。

これについては、当該写真、ビデオあるいは動画は政務活動のため行う県政報告に使用したことを、会派において確認している。

(9) 会費

ア 海野透議員によるひたちなか市郷友会意見交換、年会費、機関誌代

請求人は、会自体が懇親を目的としたものと考えられ、議員の参加もこれに即したものとするのが妥当である旨主張する。

これについては、郷友会は、歴史伝統に関する普及啓発や調査研究・提言を行っており、歴史教育分野における意見交換や情報収集を目的として参加しているものであることを、会派において確認している。

イ 加藤明良議員による茨城「正論」友の会講演会参加費

請求人は、講演が県会議員の活動に結び付くとは考えられない旨主張する。

これについては、「正論」友の会講演会の内容は教育問題や地域発展に関するもので、それに係る意見交換や情報収集を目的として参加したものであることを、会派において確認している。

ウ 半村登議員

(ア) 福社会費、意見交換会費

請求人は、①領収書の納付目的が福社会費とされており意見交換会の費用とは無関係である、②福社会費は一種の団体会費と考えられるが政

務活動を目的として議員が加入する必要は全くない、③仮に意見交換会を行ったとしても会費が必要とは考えられない、旨主張する。

これについては、当該意見交換会への参加は、地域福祉の課題に関する意見交換や情報収集を目的としているものであることを、会派において確認している。

(イ) 境町 PTA 役員情報交換会並びに意見交換会会費

請求人は、①当該会合に 10,000 円の会費は必要なく開催者側が茶代を負担する程度で十分である、②仮に宴会が伴うものであるならばその旨収支報告書の添付資料に記載すべきであり、その場合でも 5,000 円が限度である、旨主張する。

これについては、当該情報交換会への参加は、廃校に係る諸問題など教育行政に関する意見交換や情報収集を目的としているものであること、また会費は手引において 1 人 1 回あたり 10,000 円を上限としておりその範囲内であることを、会派において確認している。

(ウ) 境町商工会役員県政報告意見交換会会費

請求人は、①当該会合に 10,000 円の会費は必要なく開催者側が茶代を負担する程度で十分である、②仮に宴会が伴うものであるならばその旨収支報告書の添付資料に記載すべきであり、その場合でも 5,000 円が限度である、旨主張する。

これについては、当該意見交換会への参加は、商店街の活性化など地域の商工業の振興に関する意見交換や情報収集を目的としているものであること、また会費は手引において 1 人 1 回あたり 10,000 円を上限としておりその範囲内であることを、会派において確認している。

(エ) 茨城県日中友好協会特別会費（特別顧問）、意見交換会費

請求人は、①特別会費と意見交換会費の区分が不明である上、議員としてこの会に加入する意味或は義務があるのか大いに疑問である、②意見交換会だけは認めるにしてもその費用としては 5,000 円でも高額すぎ、仮に宴会が伴うものであるならばその旨収支報告書の添付資料に記載すべきである、旨主張する。

これについては、日中友好協会への参加は、県の国際交流施策の推進等に関する意見交換や情報収集を目的としているものであることを、会派において確認している。

エ 八島功男議員の常陽懇話会会費

請求人は、高額な会費を支出した結果、議員として行政に関して効果

をもたらすことができたのか大いに疑問である旨主張する。

これについては、当該懇話会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的としているものであること、また当該懇話会は5回開催され1回当たり6,000円相当であることから手引の範囲内であることを、会派において確認している。

オ 田村佳子議員の国際女性教育振興会年会費

請求人は、議員個人の社会的信条又は私的関心で加入しているものと考えられる上、県政において、この会に参加している効果の痕跡が認められない旨主張する。

これについては、国際女性教育振興会への参加は、男女共同参画や女性教育に関する意見交換や情報収集を目的としているものであることを、会派において確認している。

カ 高崎進議員の茨城県吉田検察審査協会年会費

請求人は、何を行っているのか不明で存在意義が分からず、県政とは関係ない存在であると考えられる旨主張する。

これについては、吉田検察審査協会へは茨城県の検察・警察行政に関する意見交換や情報収集を目的として参加しているものであることを、会派において確認している。

以上のように、議会事務局及び各会派は、請求人の主張するいずれの政務活動費の支出についても、その支出が妥当であることを確認している。

⑤ ところで、住民監査請求制度は、地方公共団体の職員による違法又は不当な財務会計上の行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の当該行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものであり、違法又は不当な財務会計上の行為とすることの根拠は、憶測や推認ではなく事実に基づく必要がある。

⑥ しかしながら、本件請求における請求人の主張はその殆どが事実に基づかない憶測、疑念、又は条例、条例施行規程及び手引の誤った解釈によるものであり、1月22日に提出された証拠も、主張を正当とする事実は何もなく、本件請求とは無関係なものも含まれている。

また、請求人は、本件請求において、「その他の一般的支出基準」として独自に10項目を設け、これらに該当する支出は適法又は正当と認められないと主張

しているが、この基準は茨城県議会の政務活動費の支出が不適切なものであるとの結論を意図的に導き出すために設定したものと解さざるを得ず、社会通念上妥当性を欠くもので、これに該当するとして政務活動費の充当を認めないとする請求人の主張は採用できない。

⑦ 請求人は、人件費の支出において、開示された領収証書の住所又は氏名が黒塗りされ被雇用者が特定できないことなどから、雇用の事実疑惑を持たせるとして、全会派（日本共産党茨城県議会議員団を除く）の人件費支出全額を不当支出としているが、条例第13条第2項において、議長に対し閲覧請求できる書類は、茨城県議会情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除くと規定されており、議会事務局の決定に誤りはなく、これをもって不当支出とする請求人の主張には理由がない。

⑧ さらに、請求人は、人件費、視察・研修費及び広報紙（誌）発行費について、各会派や議長に対して、会派が5年間保管を義務付けられている関係証憑の閲覧を求めたところ応えないことから、政務活動費の充当を認めないと主張しているが、そもそも、個人団体を問わず他者からの閲覧請求に応じる義務のないのは自明のことであり、また、平成22年4月12日の最高裁判決において、「会派の経理責任者に会計帳簿の調製及びこれらの書類の保管を義務付けているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、議長等の会派外部の者による調査等の際にこれらを提出させることを予定したものである」と解するのが相当である。そうすると、これらの規定上、上記の会計帳簿や領収書等の証拠書類は、専ら各会派の内部にとどめて利用すべき文書であることが予定されているものというべきである。」としていることから、各会派及び議長の決定に誤りはなく、これをもって充当を認めないとする請求人の主張には理由がない。

以上のことから、請求書に記載の各支出が違法又は不当な支出とは言えず、従って、知事が財産の管理を怠った事実は認められない。

3 結論

以上により、請求人の主張には理由がないものと判断されるので、これを棄却する。